

公取、「業界」に縛られるな

伊藤元重 学習院大学国際社会科学部教授



長崎の地銀合併問題で、公正取引委員会に注目が集まっている。

競争政策は独占的な行為を取り締まるだけでなく、未然に防ぐ点でも重要だ。

金融は特殊だが、業界の特殊性だけを強調したら、競争政策の入る余地はない。

多くの業界に適用される一般的な競争政策のルールが必要だ。

*この記事・写真は日本経済新聞社の許諾を得て転載しています。

無断転載、複製を禁じます。

長崎の地方銀行の合併問題で公正取引委員会に注目が集まっている。合併に待ったをかけ審査を続ける公取に対して、金融関係者からは批判を聞くことが多い。この紙面の読者には金融関係者も多いので、そうした批判的な見方をする人が特に多いかも知れない。

ただ、金融分野だけが公取の行動として注目されているわけではない。リニア新幹線の談合問題、アマゾン・ジャパンの拘束条件付き取引、農協による牛乳での優越的地位の乱用、電力料金での差別的対価など、多様な分野での公取の動きが報道されている。地域の銀行の企業結合審査という個別の問題について論評するのは本稿の目的ではないが、競争政策のあるべき姿や公取の役割について、この面で取り上げる価値は高いだろう。

銀行行政についていえば、かつては大蔵省（いまはその機能が金融庁に移管）の規制が果たす役割が圧倒的に大きかった。当時は、奢の上げ下ろしまで監督すると言わされたように、金融機関のあらゆる行動が規制や監視の対象となっていた。そもそも金利が規制対象だったし、銀行の新規出店も制約されてきた。その真偽は定かではないが従業員の給料にも口を出していたという説もあった。過度な競争に陥って金融システムが不安定にならないように、そして一方で借り手が不利にならないように、金融機関の行動が厳しく規制されていた。

このように規制が全てを仕切っていた時代には、公取などによる競争政策の入り込む余地は小さかった。大蔵省による規制が競争政策的な面のみ込んだものであったからだ。

しかし、規制緩和と自由化で状況は大きく変わった。金融機関の行動は、ルールを守るという範囲内で、原則全てが自由となった。もちろん、顧客保護、リスク管理など事前のルールをきちんと守ることが求められるが、事後的な行為に厳しい規制が入る余地は大幅に減ったのだ。そして、企業の自由度が増すほど、競争政策の重要性も

増していく。

規制緩和は、必然的に競争政策がより重要になることを意味する。これはカルテルや優越的地位の乱用などすでに起きている独占的行為を取り締まるだけでなく、将来起こりうる独占的弊害を未然に防ぐことも意味する。その意味では企業結合を監視することの競争政策的な意義は大きいのだ。

比喩的に言えば、警察に期待される役割は、まずは犯罪を摘発することだろうが、それに加えて、犯罪が起きにくい、あるいは犯罪の被害が広がりにくく仕組みを構築することもあるはずだ。同様に、競争政策に求められることは、それに違反する行為を摘発することに加えて、そうした問題が起きにくい競争環境を整備することだ。

金融分野で規制緩和が進んだことで競争政策に期待される面が増えたと言ったが、それは他の多くの分野にも当てはまる。教育は文部科学省、通信は総務省、電力は経済産業省、医療・介護は厚生労働省、農業は農林水産省と、それぞれ産業にはそれを管轄する主管の省庁がある。

これらの省庁による規制が厳しかった時代には、公取による競争政策からの監視の意義は小さかった。主管の官庁による規制が非常に厳しく、産業内の競争条件もその規制に縛られるからだ。米が食管法で管理されている時には、価格から流通まで全て規制に縛られているので、そこに独立の競争政策を持ち込む余地は少ない。

多くの分野に一貫した競争政策のルールを設定するとなると、いろいろな業界から批判の声が聞こえてきそうだ。金融は特別だと、人口減少が激しい地域の企業結合は、大都市やグローバル企業の企業結合とは違う、とかいう声だ。そうした声にはもっともな面もある。

の入り込む余地はなくなってしまう。競争政策の一般的なルールは必要ないのだろうか。そんなはずはない。冒頭で紹介したような公取が関わる最近の様々な事象をみると、一般的な競争政策のルールがより幅広い分野に適用されていくことが必要なことは明らかだ。

長崎の個別ケースについて何か論評を加えることは、この論考の目的ではない。ただ、今後の議論の中で、金融庁による行政と公取による競争政策のすり合わせをどこまで進めるのかが大きな課題として残っているのかもしれない。公取による企業結合の是非の判断が一般的なルールに基づくべきであるとしても、そのルールは産業や市場の特徴に対応して、ある程度の柔軟性が必要なのかもしれない。

金融や人口減少の地域が抱える問題の特殊性が重要であるとすれば、そうした点を公取に強く訴えていくべきのは、当事者の金融機関以上に、金融市場を監督する金融庁の役割かもしれない。今後、そうした政府内での論議や調整が始まるかもしれない。その議論がどのような形で進んでいくのかは、金融だけの問題というより、日本の競争政策をどう運営するのかにも関わる大きな問題なのだ。

確かに、金融は特殊だ。人口減少している地域も特殊なのかもしれない。ただ、そうした特殊性を強調すれば、医療もエネルギーも、教育も農業も、そして通信も交通も、全てが特殊になってしまう。そうした業界の特殊性だけを強調したら、競争政策

いとう・もとしげ 1974年（昭和49年）東大経卒。東大大学院経済学研究科修士課程中退、米ロチェスター大大学院経済学部博士課程修了。93年から東大経済学部教授、96年から2016年3月まで東大大学院経済学

研究科教授も兼務。同4月から学習院大国際社会科学部教授。13年から経済財政諮問会議の民間議員も務める。著書は「日本経済を創造的に破壊せよ！」「経済を見る3つの目」など多数。静岡県出身、65歳。